

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行)

縣報

第八十四號

明治卅五年五月九日

和歌山縣

公文

○和歌山縣令第六十三號

醫師藥劑師規則左ノ通り相定メ明治三十五年六月一日ヨリ施行ス
明治三十年一本縣縣令第十四號明治十七年七月布第四十七號及同年十一月布第七十三號ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

明治三十五年五月五日

和歌山縣知事 椿 霖 一 那

醫師藥劑師規則

第一章 通 則

- 第一條 醫師藥劑師ハ開業セルト否ト問ハス左記各號ノ一ニ該當スル事實ハ十日以内(第三號第七號)ニ現住地ノ市町村長ニ届出ヘシ但シ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ又ハ死亡シタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ
- 一 新ニ醫師藥劑師トナリタルトキ
- 二 外國又ハ他屬府縣ヨリ本縣下ニ轉籍若クハ寄留シタルトキ
- 三 他屬府縣ニ轉籍若クハ寄留セントスルトキ
- 四 本縣内ニ於テ轉籍若クハ轉寄留ヲナシタルトキ

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種郵便物認可

一

- 五 開業、休業、復業又ハ廢業シタルトキ
- 六 族籍氏名ヲ變更シタルトキ
- 七 海外ニ移住又ハ旅行セントスルトキ
- 八 歸朝シタルトキ
- 九 失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ失踪ノ宣告ヲ取消セラレタルトキ又ハ死亡シタルトキ
- 第二條 前條第一號第二號第四號及第八號ノ場合ニ在テハ免狀高ヲ添附スヘシ
- 第三條 第一條第四號ノ移轉先他ノ市町村ニ係ルトキハ双方ノ市町村長ニ届出ヘシ但シ前住地市町村長ノ届書ニハ免狀高ノ添附ヲ要セス
- 第四條 醫師免許規則第八條第十條及藥品營業並藥品取扱規則第六條ノ願届ハ十日以内ニ所轄市町村長ニ差出スヘシ

第二章 醫 師

- 第五條 出張診療所ヲ設ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ(他屬府縣ヨリ出張スル者ハ免狀高添附ヲ要ス)開所五日前ニ其ノ所在地市町村役場ヲ經テ當廳ニ届出ヘシ
- 一 出張診療所ノ位置
- 二 出張ノ定日
- 三 治療調劑專任者ヲ置クトキハ其ノ住所氏名年齢
- 四 開所ノ年月日
- 出張診療所ヲ廢止シ其ノ他届出事項ニ異動ヲ生シタルトキハ五日以内ニ前項ノ手續ニ依

第六條 前條治療調劑專任者ハ醫術開業免狀又ハ藥劑師免狀ヲ有スル者タルヲ要ス
 第七條 開業醫ハ正當ノ事由ナクシテ患者ノ診療又ハ死体檢按ノ請求ヲ拒ムコトヲ得ス
 第八條 醫師ハ處方録ヲ備エ施治患者ノ住所、氏名、職業、年齡、病名處方及初診轉歸ノ日時
 ヲ詳記シ最後ノ診察又ハ投藥ノ時ヨリ滿十年間保存スヘシ
 第九條 施治患者死亡シ又ハ施術產婦ノ死産シタルトキハ死亡診斷書若クハ死産証書死胎
 檢按書ヲ其ノ戸主若クハ之ニ代ルヘキ者ニ附與シ其原稿ハ滿十年間保存スヘシ
 第十條 死体又ハ死胎ヲ檢按シタルトキハ該死者ニ對スル檢按書ヲ其ノ戸主若クハ之ニ代
 ルヘキ者又ハ引取人ニ附與シ其ノ原稿ハ滿十年間保存スヘシ
 第十一條 診察ヲ爲サスルテ診斷書處方箋又ハ藥劑ヲ附與シ若クハ檢按ヲ爲サスルテ檢按
 書ヲ附與スヘカラス
 第十二條 診察シタル患者又ハ檢按シタル死体ノ狀態ニ異常アリト認メタルトキハ直ニ所
 轄警察官署若クハ巡查派出所、巡查駐在所又ハ巡行ノ警察官吏ニ申告スヘシ
 第十三條 患者ニ處方箋ヲ與フルトキハ患者ノ住所、氏名、年齡、藥名、分量、用法、用
 量及年月日ヲ記シ署名捺印スヘシ但シ病院ニ在テハ其ノ院名ヲ記スルコトヲ得
 第十四條 患者ニ與フル藥劑ノ容器又ハ包紙ニハ内外用ノ別、用法、用量、年月日及患者
 並ニ自己ノ氏名ヲ記スヘシ但シ病院ニ在テハ其ノ院名ヲ記スルコトヲ得
 第十五條 中毒患者ヲ診察シ又ハ其ノ死体ヲ檢按シタルトキハ患者又ハ死者ノ住所、氏名、

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種郵便物認可

二

職業、年齡、中毒品ノ種類、症狀、發病、死亡ノ日時ヲ記シ毒品ノ現存スルモノハ現品
 ヲ添エ即時所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ届出ヘシ
 全治又ハ死亡シタルトキハ前項ニ準シ届出ヘシ
 第十六條 醫師ハ別紙様式ニ依リ施治患者員數ヲ統計シ翌年一月三十一日迄ニ所轄郡市役
 所ヘ差出スヘシ但シ郡ニ在テハ所轄町村役場ヲ經由スヘシ

第三章

藥劑師

第十七條 支局ヲ開設セントスル者ハ第五條ノ手續ニ依リ其ノ位置並ニ管理者ノ住所、氏
 名、年齡ヲ届出ヘシ異動ヲ生シタルトキ亦同シ
 第十八條 調劑録ハ最終處方箋ノ日付ヨリ滿十年間保存スヘシ

第四章

罰則

第十九條 本則第一條第三條乃至第十八條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス
 第二十條 從來出張所又ハ支局ヲ設置シタル者ハ本則施行ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ第五條第
 十七條ノ手續ニ依リ更ニ届出ヘシ

(別紙)

第一表

病	施治患者		明治	年中	治	死亡	半	治不詳
	男	女						
	新患者	舊患者						

第九類 泌尿及生殖器 病	第八類 消化器 病	第七類 呼吸器 病	第六類 神經系及五官 病	第五類 血行器 病	第四類 骨及關節 病	第三類 皮膚及筋 病	第二類 發育及營養的 病	第一類 傳染性 病
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男

縣報第八十四號
明治三十五年五月九日
第三種郵便物認可
三

第十類 外傷性病	第九類 中 毒 症	第八類 病名不詳	合計
女男	女男	女男	女男

右及御届候也
明治 年 月 日
郡市長宛
第二表

郡市町村番地
醫師 何 某
明治 年中

病名
新患者
舊患者
治癒死亡
半治不詳

第一表施治患者再掲

右及御届候也

第八類ノ内					第六類ノ内		第二類ノ内
肝腫ヂストリーマ	十二指腸蟲	肺ヂストリーマ	肋膜炎	肺結核	精神病	腦膜炎	腺病
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男

第一類ノ内

狂犬病	癩病	梅毒	流行性腦脊髄膜炎	流行性耳下腺炎	百日咳	再歸熱	間歇熱	脚氣
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男

縣報第八十四號 明治三十五年五月九日 第三種郵便物認可 四

明治 年 月 日

那市長宛

那市町村番地

番地 何

某

○和歌山縣令第六十四號

屠畜取締規則左ノ通り相定メ明治三十五年七月一日ヨリ施行ス

明治二十七年^三本縣令第十四號屠獸場及獸肉販賣營業取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

明治三十五年五月五日

和歌山縣知事 椿 葵 一 郎

屠畜取締規則

第一條 本則ニ於テ屠畜ト稱スルハ食用ニ供スル牛、馬、羊、豚、ヲ屠殺解体スルヲ謂フ

第二條 左ニ掲クル者ヲ以テ屠畜業者トス

一 屠畜場主

二 屠畜營業人

三 屠夫

第三條 屠畜業者ハ死畜取扱業ヲ兼メルコト得ズ

第四條 屠畜場ニ非レハ販賣用ト自家用トヲ問ハス屠畜ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 屠畜場ハ各都市ニ一ヶ所トス但シ増設ノ必要ヲ認ムルトキハ特ニ許可スルコトアルヘシ

第六條 屠畜場ハ他人ノ所有地ヲ距ル二間以上ニシテ公道、社寺、人家、其他ノ建築物、飲料

水、公園、其ノ他衆人ノ群集スル場所、及死畜解体場、ヲ距ル最近直徑六十間以上ノ地ニテ

ラサレハ設置スルヲ許サス但シ土地ノ狀況ニ依リ特ニ距離ヲ伸縮セシムルコトアルヘシ

第七條 屠畜場ヲ設ケントスル者ハ左ノ各號ヲ具シ當廳ノ許可ヲ受クヘシ但シ借地ニ係ル

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種郵便物認可

六

モノハ地主ノ適署ヲ要ス

一 住所職業氏名年齢、法人コアラテハ事務所所在地代表者ノ氏名)

二 敷地ノ地種、地目、地番、坪數、建築物ノ配置、及近傍二丁以内ノ地況ヲ見得ヘキ圖面

三 建築物ノ設計書及圖面(平面、正面、側面、)

四 工事竣成期日

第八條 屠畜場改造又ハ變更セヨトスルトキハ前條ノ手續ニ準シ許可ヲ受クヘシ

第九條 屠畜場ノ構造ハ左ノ各號ニ據ルヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ第四號乃至第七號ハ附

附スルコトアルヘシ

一 屠畜場ノ周圍ニハ外部ヨリ見透サザル様高キ六尺以上ノ塙塀ヲ設ケ鎖鑰アル門戶ヲ

付スヘシ

二 屠畜場盤ハ切石又ハ煉瓦ヲ敷詰ノ「セメント」ヲ以テ其ノ間隙ヲ接合シ適當ノ勾配ヲ

付シ且ツ同質ノ小溝ヲ設ケ汚水溜ニ通セシムヘシ小溝ノ屠畜場外ニ屬スル部分ニハ覆

蓋ヲ設クヘシ

内部周圍ハ高キ一尺以上切石又ハ煉瓦ヲ以テ作り其ノ上部ハ金屬板、木板(ベニヤ

板)ヲ張り適當ノ窓ヲ設ケ屋根裏ハ總テ板要トシ建坪五分一以上ハ二重屋根(高キ

二尺以上)ノ汚氣抜ヲ設クヘシ

三 汚水溜ハ内外ニ軸藥ヲ施シタル要又ハ煉瓦「コンクリート」等不滲透質ノ材料ヲ以テ

屠畜場距ル三間以上ノ地ニ設ケ適當ノ蓋ヲ覆ヒ周圍ヲ地盤ヨリ高クシ雨水ノ流入ヲ

防クヘシ

四 内臟検査場及内臟洗場ハ居室外ニ設ケ其ノ構造ハ居室ニ準スヘシ

五 汚物置場ハ居室ヲ距ル三間以上ノ地ニ設ケ周圍及地盤ハ不滲透質ノ材料ヲ用ヒ掃除口ハ密閉シ得ヘキ挿板又ハ扉ヲ付シ適當ノ屋根ヲ設クヘシ

六 畜糞留所ハ室内入口ニ接シタル場所ニ設ケ毎頭區割ノ桶ヲ施シ其ノ地盤ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ構造シ尿糞ヲ付シ受尿器ニ通セシムヘシ但シ受尿器ノ構造ハ汚水溜ニ準スヘシ

七 生体検査場及検査員詰所ハ室内入口ニ接シタル場所ニ設クヘシ

第十條 工事竣成シタルトキハ其ノ旨當廳ニ届出検査ヲ請ヒ使用ノ認可ヲ受クヘシ

第十一條 屠畜場頹敗シ又ハ公衆衛生ニ害アリト認ムルトキハ改造變更修理ヲ命ジ又ハ廢場ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條 左ノ場合ニ於テハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 一ケ年以上休業シタルトキ

二 工事竣成期日ヲ経過シ仍ホ竣成セザルトキ

第十三條 屠畜場ニハ左ノ器具ヲ備フヘシ

一 屠肉秤量器

二 内臟検査臺

三 屠具

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種郵便物認可

四 屠肉懸昇器

五 鹽

六 洗滌具

七 拭布

八 獸体保定具

其他必要ナル器具

第十四條 屠殺ハ左ノ時間内ニ限ル但シ止テ得ヤル場合ニ於テハ検査員ノ承認ヲ經テ之ヲ伸縮スルコトヲ得

四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル 午前六時ヨリ全九時迄

十月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル 午前七時ヨリ全十時迄

第十五條 大祀、令節國祭ノ日ニハ屠畜ヲナスコトヲ得ス

第十六條 屠畜場ハ常ニ清潔ナラシメ汚物血液等ヲ散亂セシムヘカラス若シ不潔ト認ムルトキハ清潔ニ至ル迄屠畜ヲ停止テ命スルコトアルヘシ

第十七條 屠畜場ニハ疾病ノ疑アル獸類ヲ率キ入ルヘカラス但シ検査員ノ許可ヲ得タルモノハ此限ニアラス

第十八條 屠畜場主ハ屠畜場ノ使用料ヲ屠畜營業人ハ屠畜手数料ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第十九條 屠畜場主ハ正當ノ理由ナクシテ屠畜場使用ノ請求ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十條 屠畜場主ハ第一號様式ノ屠畜簿ヲ備ヘ屠殺ノ都度之ニ記入シ検査官吏ノ檢印ヲ受ケ第二號様式ニ依リ月表ヲ製シ翌月五日限リ當廳ヘ届出ヘシ

第二十一條 屠畜營業人タラントスル者ハ住所、職業、身分、氏名、年齢ヲ具シ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

第二十二條 屠畜ヲナサントスルトキハ第三號様式ノ書面ヲ以テ屠殺前日迄ニ所轄警察官署又ハ巡查派出所巡查駐在所ニ届出ヘシ

第二十三條 屠畜ハ屠殺前検査ヲ受クヘシ其ノ検査ヲ受ケサルモノハ緊留所外ニ緊留スヘカラス

第二十四條 検査員ニ於テ屠殺ヲ許サルモノハ角又ハ蹄ニ禁若クハ停字ノ烙印ヲ受ケ直ニ場外ニ率キ出スヘシ

第二十五條 屠殺中ハ門戸ヲ閉鎖スヘシ

第二十六條 屠殺ヲ終リタルトキハ肉質及内臓ノ検査ヲ受ケ檢印ヲ受クルニアラサレハ場外ニ搬出スヘカラス

第二十七條 検査ニ適合セサル肉質及内臓ハ検査員ノ指示ニ從ヒ處置スヘシ

第二十八條 肉、及骨、皮、内臓、等ヲ屠畜場外ニ搬出スル容器ハ塵埃、虫類、等ノ付着ヲ防クノ装置ヲナシ下底ニ血受ヲ設クヘシ但シ骨、皮、内臓ハ肉ト同一ノ容器ヲ用ユヘカラス

第二十九條 屠殺時間内ハ屠畜業者ノ外屠畜ニ出入セシムヘカラス

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種郵便物認可

八

第三十條 屠夫ノ乗ヲナサントスル者ハ住所、職業、氏名、年齢、ヲ具シ醫師ノ身体検査証ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出營業鑑札ヲ受ケ就業中之ヲ携帯スヘシ

第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ屠夫タルコトヲ得ス既ニ鑑札ヲ受ケタル後之ニ該當スル事實ノ生ラルトキハ鑑札ヲ返納スヘシ

一 獸畜ノ制取法及屠殺解体法ヲ熟知セサル者

二 結核、癩病、梅毒、其ノ他傳染性皮膚病ニ罹レル者

第三十二條 屠夫ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 屠畜ニ關シテハ検査員ノ指揮ニ從フコト

二 屠畜ニ從事スルトキハ清潔ナル白地ノ衣服ヲ着用シ跣足又ハ靴ヲ穿ツコト

三 解体器具ハ着手前熱湯ニテ洗滌スルコト

第三十三條 屠畜場主ハ左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ當廳ヘ届出ヘシ但シ死亡シタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ニ於テ其ノ手續ヲナスヘシ

一 屠畜場ヲ賣買讓與シタルトキ

二 屠場シタルトキ

三 住所氏名其ノ他身分上ニ異動ヲ生シ又ハ死亡シタルトキ

四 法人ノ代表者、事務所所在地、名稱、又ハ無能力者ノ法定代理人、保佐人、ニ變更アリタルトキ

屠畜營業人ニシテ廢業シ又ハ前項第三號ニ該當スル場合ハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届

出へシ

屠夫ニシテ本條第二項ニ該當シ又ハ鑑札ヲ亡失毀損シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出鑑札ヲ返納シ又ハ書換若クハ再渡ヲ請フヘシ

第三十四條 無能力者ノ願届ハ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ準禁治産者又ハ妻ニアリテハ第七條第十八條第十八條第二十一條ノ場合ヲ除クノ外保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要セス

一 未成年者、禁治産者ニアリテハ法定代理人ノ連署、

二 準禁治産者ニアリテハ保佐人ノ連署、

三 妻ニアリテハ夫ノ連署

第三十五條 本則ニ依リ當廳ニ差出ス願届ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第三十六條 本則第二十二條第二十三條ノ屠畜并ニ第二十六條第二十七條ノ肉質内蔵及第

二拾八條ノ容器ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトアルヘシ

第三十七條 本則ノ施行ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトアルヘシ

第三十八條 本則第四條第七條第八條第十條第十一條第十三條乃至第三十三條ニ違背シタルモノ若クハ詐偽ノ願届ヲナシタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第三十九條 十二歳未満ノ者及禁治産者ニシテ本則ニ違背シタルモノハ前條ノ科料ヲ法定代理人ニ科スルコトアルヘシ

附 則
第四十條 法人ノ業務ニ關シテ法人ノ代表者其ノ他ノ従業者又ハ雇人ニシテ本則ニ違背シタルトキハ第三拾八條ノ科料ヲ其法人ニ科ス

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種郵便物認可

九

第四拾一條 本則施行前許可ヲ受ケタル屠畜場ニシテ本則ニ適合セサルモノハ第七條ノ手續ニ依リ速ニ改築シ明治三十拾六年拾二月末日迄ニ検査ヲ受クヘシ其検査ヲ受ケサルモノハ許可ノ効ヲ失フ

第四拾二條 従來屠畜營業人又ハ屠夫ニ該當スル營業ヲ爲シ引續キ營業セントスル者ハ本則施行ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ第二拾一條若クハ第三拾條ノ手續ニ依リ届出ツヘシ但シ屠夫ハ同時ニ營業鑑札ヲ受クヘシ

(第一號様式)

屠畜簿

屠畜簿	屠畜		考	屠畜營業人氏名
	月日	屠畜名種類		
		牛		
		毛		
		色		
		尺		
		年		
		齡		
		肉		
		量		
		備		
		考		
		屠畜營業人氏名		

廢棄其他ノ事故ハ備考欄内ニ詳記スヘシ

(第二號樣式)

屠畜月表

年月分

計	獸名	牝 牝		肉量備	考價	格
		牝	牝			

年月日

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種郵便物認可

十

和歌山縣知事宛

(第三號樣式)

屠畜届	獸名種類	牝 牝		毛色	年齡	体尺	特徴	買入月日	買入先住所氏名
		牝	牝						

住所

氏

名

右明治 年月 日何屠畜場ニ於テ屠殺仕度候間此紙及屠届候也

年月日

何屠畜場(分署)御中

屠畜營業人

住所

氏

名 ㊟

直徑一寸五分



方寸一五分



直徑五分



烙



印

○和歌山縣令第六十五號

屠肉販賣營業取締規則左ノ通り相定メ明治三十五年七月一日ヨリ施行ス
明治三十五年五月五日

和歌山縣知事 椿 基 一 郎

屠肉販賣營業取締規則

- 第一條 本則ニ於テ屠肉販賣營業ト稱スルハ食用ニ供スル牛、馬、羊、豚、ノ生肉ヲ卸賣又ハ小賣スル者ヲ謂フ
- 第二條 屠肉販賣營業ヲ爲サントスル者ハ肉ノ種類、住所、氏名、年齢、店舗ノ位置并ニ卸賣、小賣ノ別ヲ具シ醫師ノ身体検査証ヲ添ヘ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ支店ヲ設ケントスルトキ亦同シ
- 第三條 結核、癩病、黴毒其ノ他傳染性皮膚病ニ罹レル者ハ屠肉販賣營業者タルコトヲ得ス既ニ認可ヲ與ヘタル後其ノ事實ノ生シタルトキハ認可ヲ取消スコトアルヘシ但シ營業者自ラ肉ノ取扱ヲナサザル者ハ此ノ限ニアラス
- 第四條 營業者ハ家族雇人ニシテ前條ノ疾病ニ罹レル者ニハ肉ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得ス
- 第五條 小賣營業者自ラ行商ヲナシ又ハ家族雇人ヲシテ之ヲ爲サシメントスルトキハ第二條ノ手續ニ準シ届出行商鑑札ヲ受ケ營業中携帯シ又ハ携帯セシムヘシ
- 行商者第三條ノ疾病ニ罹リタルトキハ直ニ鑑札ヲ返納スヘシ
- 第六條 行商鑑札ハ他人ニ貸與スヘカラス

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種郵便認可

十二

第七條 屠肉販賣營業者ハ死者取扱營業ヲ兼テルコトヲ得ス

第八條 左ノ事項ハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ行商ニ係ル者ハ同時ニ鑑札ヲ返納シ又ハ書換若クハ再渡ヲ請フヘシ但シ死亡シタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ニ於テ其ノ手續ヲナスヘシ

一 六十日以上ノ休業

二 廢業又ハ死亡

三 轉居改氏名店舗ノ移轉又ハ賣肉ノ種類變更

四 鑑札ノ亡失毀損

五 無能力者ノ法定代理人又ハ保佐人ノ異動

第九條 屠肉販賣營業者休業一ケ年以上ニシテハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十條 検査証印ナキ屠肉ハ販賣スルコトヲ得ス但シ切截シテ販賣スルトキハ其ノ肉塊ヲ販賣シ終ル迄捺印アル部分ヲ存置スヘシ

第十一條 馬肉ト他ノ屠肉ヲ兼商スルコトヲ得ス但シ店舗ヲ異ニスル場合ハ此ノ限ニアラス

第十二條 他府縣ヨリ輸入シタル屠肉ハ其ノ府縣規定ノ検査ヲ了シタルノ証明アルモノニシテアラサレバ販賣スルコトヲ得ス

第十三條 腐敗肉又ハ各種ノ屠肉ヲ混合シ或ハ獸名ヲ詐稱シテ販賣スヘカラス

第十四條 屠肉置場ハ清潔ヲ保チ塵芥又ハ蚊蠅等ヲ防クノ裝置ヲナスヘシ

第十五條 屠肉行由者ハ取蓋ヲ備ヘタル容器ヲ用キ日々清潔ニ掃除シ掃除シテ且ツ其表面見易

キ箇所ハ肉ノ種類ヲ明記スヘシ

第十六條 屠肉販賣營業者ハ屠肉買入發賣ヲ備エ買入月日、肉種、數量、代價、買入先等
ヲ記載シ置クヘシ

行商者ハ營業中前項ノ帳簿ヲ携帯スヘシ

第十七條 無能力者ノ願届ヘ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ準禁治産者又ハ妻ニアリテハ第二條
第五條第八條ノ場合ヲ除ク外保佐人又ハ夫ノ遺署ヲ要セス

一 未成年者、禁治産者ニアリテハ法定代理人ノ遺署

二 準禁治産者ニアリテハ保佐人ノ遺署

三 妻ニアリテハ夫ノ遺署

第十八條 本則第十條第一條第二條第三條ノ屠肉并ニ第十五條ノ容器ニ關シテハ明治三十三年
二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトアルヘシ

第十九條 本則ノ施行ニ關シテハ明治三十三年三月法律第拾五號第二條ノ職權ヲ行フコトアル
ルヘシ

第二十條 本則第二條第四條第五條第六條第八條第十條乃至第十六條ニ違背シ若ハ詐偽ノ
願出ヲナシタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十一條 十二歳未満ノ者及禁治産者ニシテ本則ニ違背シタルトキハ前條ノ科料ヲ其ノ
法定代理人ニ科スルコトアルヘシ

縣報第八十四號 明治三十五年五月九日 第三種郵便物認可 十三

附 則

第二十二條 來ノ營業者ニシテ引續キ營業セントスル者ハ本則施行ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ
本則第二條ノ手續ニ依リ届出ヘシ但シ行商ニ係ル者ハ同時ニ行商鑑札ヲ受クヘシ

○和歌山縣令第六十六號

死畜取締規則左ノ通り相定メ明治三十五年七月一日ヨリ施行ス

明治三十三年十二月十二日 甲第二百三十八號死牛馬取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

明治三十五年五月五日

和歌山縣知事 椿 恭 一 郎

死畜取締規則

第一條 本則ニ於テ死畜ト稱スルハ駱死シタル牛、馬、羊、豚、ヲ謂フ

死畜取扱人ト稱スルハ死畜解体ヲ營業トスル者ヲ謂フ

第二條 死畜解体場、死畜埋没場、死畜焼却場ハ他人ノ所有地三間以上ヲ離レ公道、社寺、人家、其ノ他ノ建築物、飲料水、公園、其他衆人許衆ノ場所ヲ距ル最近直徑六十間以上ニシテ衛生上無害ノ地ニアラサレハ設置スルコトヲ得ス但土地ノ狀況ニ依リ本條ノ距離ヲ伸縮セシムコトアルヘシ

第三條 死畜解体場、死畜埋没場、死畜焼却場ヲ設ケントスル者ハ左ノ各號ヲ具シテ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ之ヲ改竄變更セントスルトキ亦同シ
(借地ニ係ルモノハ地主ノ連署ヲ要ス)

一 住所職業氏名年輪

二 敷地ノ抽番地租地目及坪數

三 建物及其ノ四隣二丁以内ノ地況ヲ見得ヘキ圖面

四 設計書并ニ其圖面

五 工事竣成期日

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種郵便物認可

十四

第四條 死畜解体場ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ之ヲ斟酌スルコトアルヘシ

一 周圍ニハ塙塙ヲ設クヘシ

二 解体室ノ四壁下部高サ一尺通ハ不透透質(煉瓦、コンクリート等以下做之)ノ材料ヲ以テ作り且ツ上部ニ適當ノ窓ヲ設クヘシ

三 地盤ハ不透透質ノ材料ヲ用ヒ適宜ノ勾配ヲ付シ小溝ヲ設ケ汚水溜ニ通セシムヘシ

四 汚水溜及不潔物溜ハ不透透質ノ材料ニテ造リ適宜ノ蓋ヲ設ケ且ツ雨水ノ流入ヲ防グノ裝置ヲナスヘシ

第五條 死畜解体場ノ工事竣成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出檢査ヲ請ヒ使用ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 死畜解体、埋没、焼却場ニシテ公安又ハ公衆衛生ニ害アリト認ムルトキハ廢場ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 死畜取扱人ヲラントスルモノハ住所、職業氏名、年輪ヲ具シテ所轄警察官署ニ届出營業鑑札ヲ受クヘシ

第八條 死畜アリタルトキハ解体、焼却、埋没前所有者又ハ管理人ニ於テ直ニ左ノ事項ヲ具シテ所轄警察官署又ハ巡查派出所、巡查駐在所ニ届出ヘシ

一 獸醫ノ診斷書又ハ檢案書

二 解体、埋没、焼却場所及其ノ日時

三 死者取扱人ノ住所氏名

第九條 死者ハ死者解体場、死者埋没場、死者焼却場ノ外ニテ解体、埋没、焼却スルコトヲ得ス但シ止テ得サル事情アリ所轄警察官署ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニアラス

第十條 死者又ハ解体シタル皮肉及内臓等ヲ運搬スルトキハ被包若ハ覆蓋アル容器ヲ用ヒ血液、汚汁等ヲ滴下セシムヘカラス

第十一條 解体シタル肉及内臓ハ臨檢官吏ノ目前ニ於テ悉ク一寸以下ニ細切シ濃厚綠礬水又ハ石灰乳ヲ能ク混和スヘシ

第十二條 前條ノ肉ハ肥料ニ化製セサル前ニテ他人ニ讓渡スヘカラス

第十三條 死者解牀場ハ清潔ニ掃除シ肉、内臓其ノ他ノ汚物ヲ散亂セシムヘカラス

第十四條 死者取扱人ハ死者買入臺帳ヲ備エ所轄警察官署ノ捺印ヲ受ケ死者ノ種類吐ノ別買入月日所有者ノ住所氏名斃死ノ月日及場所買入代價ヲ記載シ置クヘシ

第十五條 死者解牀、埋没、焼却場主及死者取扱人左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ死亡シタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ニ於テ其ノ手續ヲナスヘシ

- 一 死者解牀、埋没、焼却場ノ廢止又ハ賣買、讓與（賣買讓與ハ遺棄）スルモ妨ナシ
- 二 廢業
- 三 住所氏名ノ異動及死亡
- 四 無能力者ノ法定代理人又ハ保佐人ノ異動

第十六條 無能力者ノ願届ハ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ準禁治產者及妻ニアリテハ第三條ノ

適合ヲ除クノ外保佐人又ハ夫ノ遺署ヲ要セス

一 未成年者、禁治產者ニアリテハ法定代理人ノ遺署

二 準禁治產者ニアリテハ保佐人ノ遺署

三 妻ニアリテハ夫ノ遺署

第十七條 本則第三條第五條乃至第十五條ニ違背シ若クハ詐偽ノ願届ヲナシタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十八條 十二歳未満ノ者及禁治產者ニシテ本則ニ違背シタルトキハ前條ノ科料ヲ其ノ法定代理人ニ科スルコトアルヘシ

附 則

第十九條 從來許可ヲ得タル死者解体場ニシテ本則ノ構造制限ニ適合セサルモノハ明治三十六年十二月末日迄ニ本則ニ依リ改造シ檢査ヲ受クヘシ檢査ヲ受ケサルモノハ許可ノ効ヲ失フ

第二十條 從來死牛馬取扱ノ營業ヲナシ引續キ營業セントスルモノハ本則施行ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ本則第六條ノ手續ニ依リ營業鑑札ヲ受クヘシ

和歌山縣訓令甲第二十五號

那 役 所
察 警 署
察 警 分 署
市 役 所
町 村 役 場

傳染病院、隔離病舎、隔離所、消毒所管理方法並ニ事務規程左ノ通り相定ニ
明三十五年五月五日 和歌山縣知事 梅 義一郎

傳染病院、隔離病舎、隔離所、消毒所管理方法並ニ事務規程

第一條 傳染醫院、ノ院長並ニ隔離病舎ノ醫長ハ院舎内ノ醫務並ニ衛生事務ヲ掌理シ醫長並ニ醫員以下ヲ指揮監督ス

第二條 傳染病院ノ院長隔又ハ離病舎ノ醫長故障アルトキハ醫長若ハ上席醫員其ノ事務ヲ代理スルモノトス

第三條 醫員ハ院長又ハ醫長ノ指揮ヲ承ケ治療ニ従事スヘシ

第四條 關刑係ハ院長又ハ醫長ノ指揮ヲ承ケ關刑ニ關スル一切ノ事務ヲ擔當スヘシ

第五條 事務員ハ庶務會計及消毒事務ニ従事スヘシ

第六條 看護婦ハ院長醫長及醫員ノ指揮ヲ承ケ懇切ニ患者ノ看護ニ従事スヘシ

第七條 傳染病院、隔離病舎、隔離所、消毒所ニ於テハ豫メ消毒擔當者若干名ヲ定メ置クヘシ

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種郵便物認可

十六

第八條 醫員、關刑係、事務員ハ各一名宛宿直スヘシ但シ止テ得ヤル事故アルトキハ輪番宿直スルコトヲ得

看護婦ハ傳染病隔離病舎内ニ寄宿スヘシ

第九條 患者ニ附添看護ヲ申出ル者アルトキハ傳染病院、隔離病舎ノ管理上妨ケナシト認ムルモノハ之ヲ許可スルコトヲ得但シ傳染病院、隔離病舎内ノ諸規則及職員ノ指揮ヲ違守セシメ且ツ澄ニ外出セシムヘカラス

第十條 入院、入舎ノ患者ニ面會ヲ請フ者アルトキハ臨檢警察官吏、院長、醫長ニ於テ差支ナシト認ムル者ハ之ヲ許可スルコトヲ得但病室ニ入ルトキハ病室用衣ヲ着セシメ出ルトキハ之ヲ脱シ相當消毒ヲナサシムヘシ

第十一條 患者ノ携帶品ハ帳簿ニ記載シ置キ紛亂セサル様措置シ消毒方法ヲ行ヒタル後ニアラサレハ院舎外ニ搬出セシムヘカラス

第十二條 飲食物ハ係員ノ檢査ヲ受ケタル後ニアラサレハ飲食セシムヘカラス但シ飲料、水ハ必ス煮沸シテ用フヘシ

患者ニ供シタル飲食物ノ殘餘ハ直ニ消毒ノ上一定ノ場所ニ於テ焼却スヘシ

飲食器具ハ使用ノ都度必ス消毒スヘシ

第十三條 何人ヲ問ハズ院舎内有毒ノ部分ニ入出スル者ハ必ス消毒衣ヲ着用シ其ノ都度消毒スヘシ

第十四條 患者ノ排泄物ハ必ス一定ノ容器ニ取り概テ排泄物ニ倍ノ石炭酸水又ハ石灰乳

混シタル後焼却スヘシ

第十五條 患者危篤ニ至リタルトキハ其ノ冒親族又ハ故舊ニ通知スヘシ

第十六條 患者ヲ快復期患者室ニ移ストキハ全身消毒ヲナシ入浴ヲ行ヒ衣服ヲ更ヘシムヘシ

ニ場合ニ依リテハ温濕布ヲ以テ拭淨シ入浴ニ代フルモ妨ケナシ退院退舍セシムルトキ亦同シ

第十七條 患者ノ用ヒタル湯水及温濕布ハ消毒スヘシ

第十八條 患者死亡シタルトキハ速ニ屍室ニ移シ相當消毒ヲ爲スヘシ

死体ハ那重ニ取扱ヒ其ノ運搬ハ可成日出前、日没後ニ於テスヘシ

第十九條 病室ハ常ニ清潔ニ掃除シ且ツ相當ノ消毒ヲ行フヘシ

第二十條 隔離所ニ收容スヘキ者ハ必ス先ツ入浴セシメ衣類及携帶品ハ相當消毒ノ上交付スヘシ

第二十一條 傳染病院、隔離病舎、隔離所、消毒所ニハ日誌ヲ備エ一切ノ事項ヲ詳記スヘシ

第二十二條 傳染病院、隔離病舎ニハ前條ノ外病床日誌ヲ備エ各患者ノ病狀並ニ處方等ヲ詳記シ置クヘシ

第二十三條 市町村傳染病院、隔離病舎、隔離所及消毒所ニシテ特ニ之カ管理者ヲ置カン

トスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

郵票第八十四號 明治三十五年五月九日 第三種郵便物認可 十八終

○辭令

給十級俸	和歌山縣有田郡書記	丹羽久太郎
給月俸拾四圓	郡書記	岩崎源之助
給月俸拾貳圓	郡書記	野田祥二郎
給月俸拾壹圓	郡書記	川口榮治郎
給月俸九圓	郡書記	若尾保太郎
有五月三日	郡書記	山下圭

○觀測

明治三十五年五月四日	三日間當地氣象概況
五月四日	七百六十三耗
五月五日	七百五十五耗
五月六日	七百六十耗

平均氣温	十七度三	十八度八	十六度五
最高氣温	廿五度〇	三十一度四	二十度〇
最低氣温	十度六	十二度五	十三度七
最多風向	南	南	北
平均風力	四米二	十米〇	三米七
天	雨	雨	曇
雨	〇耗六	百四十九耗三	一
雪			
量			
配	朝來曇天 午后七時廿五分ヨリ降 雨同九時四十分止又 十時廿分ヨリ降雨 午後六時十分警戒電信 到	前日來ノ降雨午後八時 四十五分止 午前五時ヨリ強風起リ 同九時ヨリ烈風ニ變リ 又午後二時ヨリ強風ニ 減ク而シテ風力最強ハ 午後一時ヨリ四十分マ ド	午前八時卅二分廿五秒地 震ヲ起シ同卅分止ノ方向 ハ南北 午前九時五十分解署ノ電 報到

每月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十日發行
 明治三十五年五月八日印刷
 明治三十五年五月九日發行
 (郵便代價) 金五圓
 和歌山縣
 印刷人 和歌山市十二番丁十三番地
 印刷所 和歌山市十二番丁十三番地
 和歌山縣郵便部